

【参考資料】

議案第75号 朝霞市下水道条例の一部を改正する条例

上下水道部上下水道総務課

1 改正趣旨

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目である「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直されたことに伴い、下水道法施行令が改正されることから朝霞市下水道条例の改正を行うものの。

2 概要

第9条第2項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

3 施行予定年月日

令和7年4月1日から施行する。

担当

上下水道部上下水道総務課経営係

電話 462-3411